

固定資産税課税免除一覧

区分		過疎法			企業振興条例	中小企業等経営強化法	
対象企業		工場等の家屋、並びに工場等の敷地である土地の取得、機械及び装置の取得価格が要件を満たす企業 ※機械及び装置のみ取得でも対象			一定規模の設備投資および雇用要件を満たす工場等を新設、増設した企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業等経営強化法に規定する中小企業者 ※出資金、従業員要件が、業種ごとにあり。 ■ 資本金額1億円以下の法人又は従業員数1,000人以下の個人事業主等 ■ 先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） 	
対象業種		ア 製造業 イ 農林水産物等販売業 ウ 旅館業 エ 情報サービス業等			ア 製造業 イ 電気業（発電所） ウ ガス業（ガス製造工場） エ 情報サービス業 オ 道路貨物運送業 カ 倉庫業 キ こん包業 ク 卸売業 ケ コールセンター コ 研究施設	下記以外の全ての業種 ※医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人は対象外	
要件		固定資産取得価格	業種	資本金	取得価格	下記取得価格の合計額が2,000万円超 ※新設し、又は増設される工場等に係る減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで及び第8号りに掲げるものに限る。)	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上／10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ◆器具備品（30万円以上／6年以内） ◆建物附属設備（※）（60万円以上／14年以内） ◆構築物（120万円以上／14年以内） ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
製造業 旅館業	5,000万以下		500万以上				
	5,000万超え 1億円以下		1,000万以上				
農林水産物等販売業、 情報サービス業等※	1億円超え		2,000万以上				
	5,000万以下		500万以上				
5,000万超え	500万以上						
固定資産税 課税免除	対象	取得固定資産（事業用建物、機械及び装置、土地）にかかる固定資産税額 ※機械及び装置については、取替又は更新の場合、生産能力、処理能力が従前と比較して30%以上増加すること。 ※土地については、取得から1年以内に事業用建物の着手があった場合において事業用建物の建物部分のみが対象			事業の用に供する設備のうち、 ・機械装置 ・建物 ・当該建物の敷地である土地	上記要件設備等 ・生産、販売活動等の用に直接供されているものであること ・中古資産ではないこと	
	免除率	100%			100%	100%	
	免除期間	3年間			5年間	3年間	
その他		・課税免除を受けようとする初年度は、1月末日まで申請書および提出書類を税務課へ提出する。 ・2年目以降は、税務課から申請書を送ります。 ※税務課資産税係（0182-32-2767）へ相談ください。			・商工労働課へ指定申請書を提出し、指定を受ける。 ・指定を受けた企業には税務課から申請書を送ります。 ※商工労働課工業振興係（0182-32-2115）へ相談ください。	・商工労働課へ先端設備等導入計画を提出し、認定を受ける。 ・認定を受けた企業は、1月末日まで償却資産申告書と一緒に認定書等の写しを税務課に提出する。 ※商工労働課工業振興係（0182-32-2115）へ相談ください。	

※情報サービス業等：情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査